

○総務省訓令第40号

登録免許税関係事務処理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月1日

総務大臣 武田 良太

登録免許税関係事務処理要領の一部を改正する訓令

登録免許税関係事務処理要領(平成15年総務省訓令第49号)の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別表第2号様式(第2条第1項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">登録免許税納付届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総 務 大 臣 殿</p> <p style="text-align: center;">住所(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名(法人にあっては名称及び代表者名)</p> <p>下記のとおり登録免許税を納付しましたので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 納付の期限 年 月 日(注1)</p> <p>2 納付すべき登録免許税の額(注1及び2)</p> <p>3 免許等の年月日及び番号(注1)</p> <p>4 免許等の種別又は種類(注1)</p> <p>5 無線局の設置場所名(注1及び3)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>登録免許税納付領収書貼り付け箇所又は電子納付を行った場合の記載事項</p> <p>年 月 日に電子納付しました。</p> <p>納付番号 □□□□-□□□□-□□□□-□□□□</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">別表第2号様式(第2条第1項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">登録免許税納付届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総 務 大 臣 殿</p> <p style="text-align: center;">住所(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名(法人にあっては名称及び代表者名) 印</p> <p style="text-align: center;">(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人の場合は、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p>下記のとおり登録免許税を納付しましたので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 納付の期限 年 月 日(注1)</p> <p>2 納付すべき登録免許税の額(注1及び2)</p> <p>3 免許等の年月日及び番号(注1)</p> <p>4 免許等の種別又は種類(注1)</p> <p>5 無線局の設置場所名(注1及び3)</p> </div>

短 辺 (日本産業規格 A 列4番)

登録免許税納付領収書貼り付け箇所又は電子納付を行った場合の記載事項

年 月 日に電子納付しました。

納付番号 □□□□-□□□□-□□□□-□□□□

短 辺 (日本産業規格 A 列4番)

[注1～3 略]

[注1～3 同左]

附 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。